

区市町村の取組に対する補助事業 (令和6年度実施)

東京都は、区市町村が地域の実情等にあわせて実施する以下の取組を支援します。

予防接種促進事業

○麻疹風しん予防接種（任意接種）

- ・やむを得ない事情等により、定期接種を受けることができなかった2歳以上18歳以下の者に対する麻疹・風しん予防接種の実施に係る経費の補助

予防接種促進事業（先天性風しん症候群対策分）

○風しん予防接種（任意接種）

- ・先天性風しん症候群の予防を目的として、19歳以上の者で妊娠を予定又は希望する女性とその同居者、妊婦の同居者に対する風しん含有ワクチン接種の実施に係る経費の補助（ただし、風しん抗体検査等で接種が必要と認められる者に限る。）

予防接種促進事業（接種率向上の取組）

○スマートフォン等による接種時期の情報提供

- ・小児の予防接種に関して、予防接種の種類ごとに異なる標準的接種期間に合わせた接種時期の情報を携帯電話やスマートフォンを通じて提供するサービスの実施に係る経費の補助

予防接種促進事業（地域の関係機関との連携促進）

○麻疹風しん第2期接種率向上等に向けた地域の関係機関との連携

- ・管内の学校、保育所、幼稚園、医師会等と連携した麻疹風しん第2期接種率向上の取組等に係る経費の補助

地域の実情に応じた感染症対策普及啓発促進事業

○風しん抗体検査の受検勧奨

- ・先天性風しん症候群の発生防止のため、19歳以上の妊娠を予定又は希望する女性とその同居者、妊婦の同居者に対する風しん抗体検査の受検勧奨（個別通知等）の実施に係る経費の補助

○抗体検査・予防接種歴カード等の交付

- ・住民自身が自らの抗体保有状況や予防接種歴を確認する意識の向上を図るための、風しん抗体検査の結果や予防接種歴等を記載した携帯カードの交付に係る経費の補助

○上記以外の感染症の予防等に係る普及啓発の実施

- ・地域住民等を対象とした感染症の予防、まん延防止等に係る普及啓発（講習会等の開催、啓発用印刷物の配布等）の実施に係る経費の補助